

## 「令和7年度京都大学一般選抜における旧教育課程履修者に対する 経過措置について（予告）」の訂正について

京都大学は令和5年7月20日に、「令和7年度京都大学一般選抜における旧教育課程履修者に対する経過措置について（予告）」を公表しました。その後、大学入試センターが令和5年7月21日付けで、「[令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト出題教科・科目の出題方法等](#)」の[訂正について](#)」を公表しました。

この訂正は、「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト出題教科・科目の出題方法等」6ページの別表3「新教育課程履修者と旧教育課程履修者等の定義」に関するものであり、内容は次のとおりです。

### ○ 6ページ（別表3）「新教育課程履修者と旧教育課程履修者等の定義」

#### 【訂正前】

表中の「新教育課程履修者」の部分

- ① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）に令和4年4月以降に入学し、・・・
- ② 中等教育学校の後期課程に令和4年4月以降に進級し、・・・



#### 【訂正後】※上記【訂正前】の下線部の「以降」を削除

- ① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）に令和4年4月に入学し、・・・
- ② 中等教育学校の後期課程に令和4年4月に進級し、・・・

京都大学が令和5年7月20日付けで公表した「令和7年度京都大学一般選抜における旧教育課程履修者に対する経過措置について（予告）」の内容をこの大学入試センターによる訂正に合わせるため、その一部を別紙のとおり訂正します。

## 別紙

令和7年度京都大学一般選抜における旧教育課程履修者に対する経過措置について（予告）  
（令和5年7月28日訂正後）

（1）令和7年度入学者選抜に係る大学入学共通テストにおける経過措置科目について

旧教育課程履修者は、地理歴史、公民、数学、情報の教科において経過措置として出題される以下の経過措置科目を選択できるようにします。

なお、「旧教育課程履修者」は、大学入試センターの定義するところにしたがい、下記の①と②以外の者をいいます。

- ① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）に令和4年4月に入学し、平成30年告示高等学校学習指導要領に基づく教育課程の下で学び、令和7年3月に卒業見込みの者
- ② 中等教育学校の後期課程に令和4年4月に進級し、平成30年告示高等学校学習指導要領に基づく教育課程の下で学び、令和7年3月に卒業見込みの者

地理歴史	『旧世界史B』、『旧日本史B』、『旧地理B』
公民	『旧倫理、旧政治・経済』
数学（グループ①）	『旧数学I・旧数学A』
数学（グループ②）	『旧数学II・旧数学B』
情報	『旧情報』

（2）個別学力検査における経過措置について

平成30年3月告示の高等学校学習指導要領に基づく教育課程と平成21年3月告示の高等学校学習指導要領に基づく教育課程との間で学習指導要領による扱いが異なる事項について、出題にあたり必要に応じた配慮をします。